

九州大学箱崎キャンパス跡地における土壤汚染調査の結果について

本学は、箱崎キャンパスの移転に伴い旧理・工・農・本部事務局地区跡地において土壤汚染調査を実施したところ、下記の表に示すとおり、調査箇所の一部で土壤汚染対策法に基づく指定基準を超える水銀及びその化合物・砒素及びその化合物・鉛及びその化合物が検出されましたので、令和 2 年 6 月 1 9 日に土壤汚染対策法第 1 4 条（※ 1）及び土壤汚染対策法第 3 条第 8 項（※ 2）に基づき、土壤汚染調査結果を福岡市に提出いたしました。

このことにより、旧理・工・農・本部事務局地区跡地については、今後、福岡市から土壤汚染対策法に基づく区域の指定を受けることとなります。

現在、当該汚染箇所は関係者以外立ち入らないように区画し、汚染箇所のうち汚染土壤が露出して直接摂取によるリスクが生じる可能性がある箇所について、シートで覆うなどの処理をしており、土壤が飛散する可能性が極めて低く、周辺的生活環境への影響はないものと考えております。

今後は、関係行政機関の指導のもと、責任を持って万全な体制で土壤浄化への対応を進めます。

また、他区画においても順次調査を行ってまいります。結果が判明次第、今回同様、公表してまいります。

検出物質		基準値超過面積／ 調査面積(m ²)	最大値	基準値
土壤溶出量基準 (mg/l) (※ 3)	水銀及び その化合物	500/30,095	0.0088	0.0005 以下
	砒素及び その化合物	100/30,095	0.032	0.01 以下
	鉛及び その化合物	999/30,095	0.21	0.01 以下
土壤含有量基準 (mg/kg) (※ 4)	鉛及び その化合物	100/30,095	180	150 以下

※複合汚染面積（1カ所から複数の汚染物質が検出された面積） 100 m²

<調査等の実施日>

1. 土壤汚染調査（状況調査・詳細調査）

令和元年 9 月 2 7 日～令和 2 年 5 月 8 日

2. 本調査周辺井戸（M4、M7～10、工学部 NO.7 井戸）

令和 2 年 5 月 1 2 日～令和 2 年 5 月 2 8 日

〔 構内井戸及びモニタリング井戸の地下水調査 〕 ※継続調査
平成 2 8 年 6 月 1 日～令和 2 年 5 月 2 8 日

<土壤汚染対策法に基づき指定を受ける区域>

福岡市東区箱崎 6 丁目 1 0 - 1 の一部 1,599 m²

※汚染物質等の検出地点については、別紙資料のとおりです。

(※ 1) 土壤汚染対策法第 1 4 条：自主的な土壤汚染調査に基づき区域の指定を行うよう申請ができる。

(※ 2) 土壤汚染対策法第 3 条第 8 項：一定の規模以上の土地の形質変更を行う場合。

(※ 3) 土壤溶出量基準：汚染土壤から特定有害物質が溶出した地下水を飲用することによる健康リスクの基準値

(※ 4) 土壤含有量基準：特定有害物質が含まれる汚染土壤を直接摂取することによる健康リスクの基準値

【お問い合わせ】九州大学統合移転推進部統合移転推進課 豊福、三分一（さんぶいち）

電話：0 9 2 - 6 4 2 - 3 0 5 1, 2 2 3 1

FAX：0 9 2 - 6 4 2 - 7 3 7 3

Mail：kitleed@jimu.kyushu-u.ac.jp

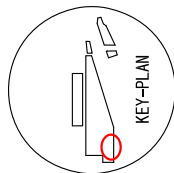
URL：http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/campus/hakozaki-campus/soil

凡例

調査対象範囲

調査地点番号

7	4	1
8	5	2
9	6	3



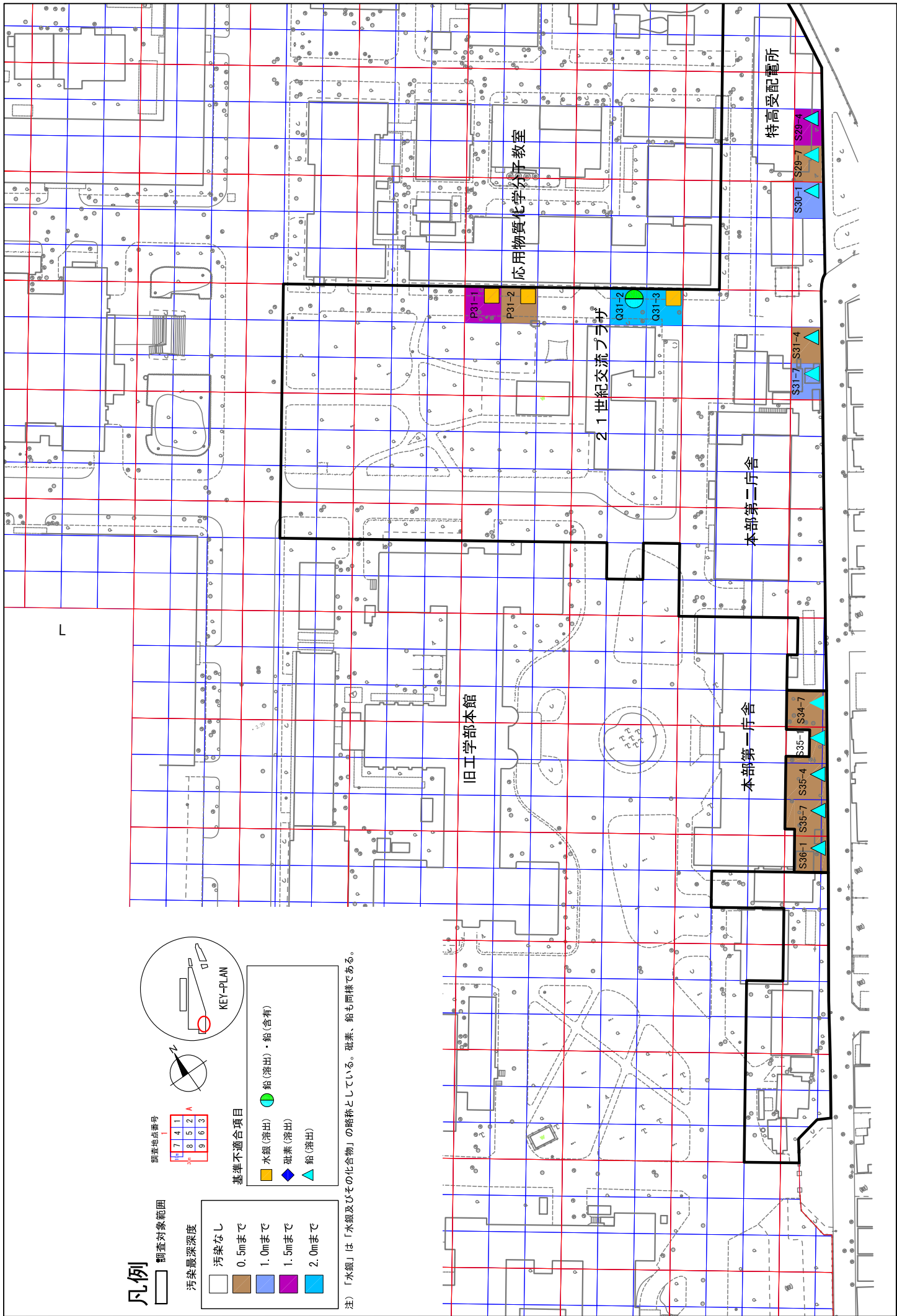
汚染最深深度

汚染なし
0.5mまで
1.0mまで
1.5mまで
2.0mまで

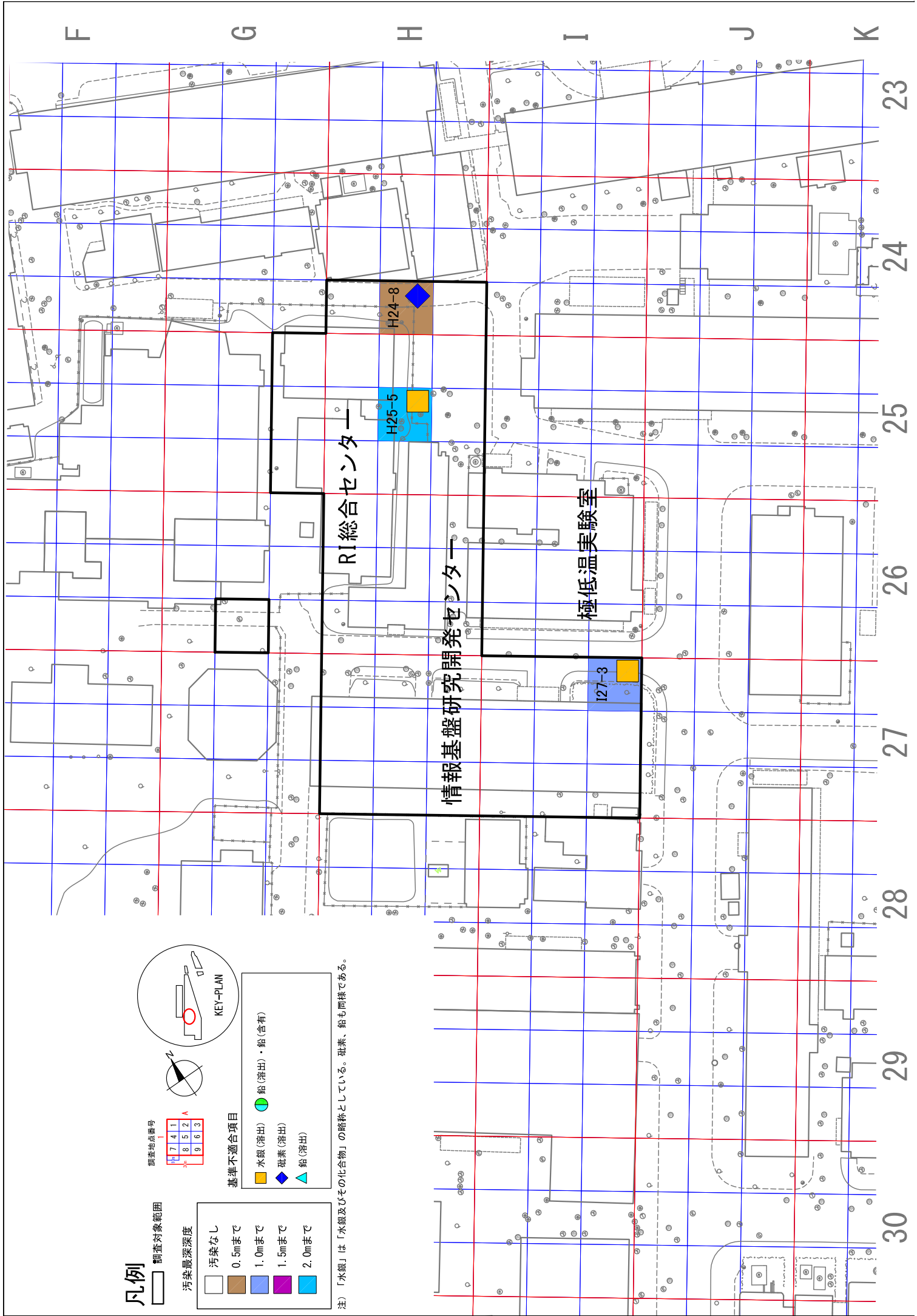
基準不適合項目

水銀 (溶出)	鉛 (溶出)・鉛 (含有)
砒素 (溶出)	
鉛 (溶出)	

注) 「水銀」は「水銀及びその化合物」の略称としている。砒素、鉛も同様である。



29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39



凡例

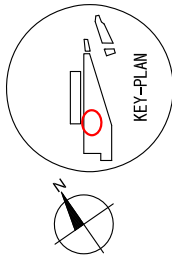
調査対象範囲

汚染最深深度

- 汚染なし
- 0.5mまで
- 1.0mまで
- 1.5mまで
- 2.0mまで

調査地点番号

7	4	1
8	5	2
9	6	3



基準不適合項目

- 水銀(溶出)
- 鉛(溶出)・鉛(含有)
- 砒素(溶出)
- 鉛(溶出)

注) 「水銀」は「水銀及びその化合物」の略称としている。砒素、鉛も同様である。

凡例

調査対象範囲

汚染最深深度

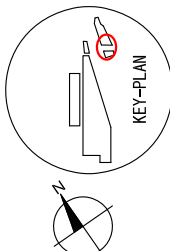
- 汚染なし
- 0.5mまで
- 1.0mまで
- 1.5mまで
- 2.0mまで

調査地点番号

7	4	1
8	5	2
9	6	3

基準不適合項目

- 水銀 (溶出)
- 鉛 (溶出)
- 鉛 (含有)
- 砒素 (溶出)
- 鉛 (溶出)



KEY-PLAN

注) 「水銀」は「水銀及びその化合物」の略称としている。砒素、鉛も同様である。

